

第3次吉備中央町総合計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、第3次吉備中央町総合計画策定支援業務について、透明性及び公平性を確保しつつ、豊富な経験、実績、優れた技術力及び信頼性を有する最も適した受託候補者を特定するにあたり、公募型プロポーザルを実施するため、吉備中央町プロポーザル方式実施要綱（令和7年吉備中央町告示第9号。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

第3次吉備中央町総合計画策定支援業務

(2) 業務内容

別紙「第3次吉備中央町総合計画策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

(4) 提案上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 令和7年度吉備中央町建設工事等入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 吉備中央町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成16年吉備中央町告示第8号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 吉備中央町暴力団排除条例（平成23年吉備中央町条例第21号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等が団体の運営に関与していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 スケジュール

項目	期 日
①プロポーザル公募開始	令和 7 年 10 月 1 日 (水)
②参加表明書提出期限	令和 7 年 10 月 20 日 (月)
③提案資格確認結果通知	令和 7 年 10 月 27 日 (月)
④質問受付期限	令和 7 年 10 月 31 日 (金)
⑤質問回答期限 (町公式 HP)	令和 7 年 11 月 6 日 (木)
⑥提案書提出期限	令和 7 年 11 月 14 日 (金)
⑦プレゼンテーション審査	令和 7 年 11 月 27 日 (木)
⑧審査結果通知	令和 7 年 12 月 5 日 (金)
⑨契約締結	令和 7 年 12 月上中旬

5 提出書類

提出書類	提出方法・提出先
参加表明書 (様式第 1 号) ・ 登記簿謄本 ・ 会社組織図、会社概要 ・ 財務諸表等 ・ 本業務に類似する受託実績一覧表	持参、郵送又は電子メールによる 〒716-1192 岡山県加賀郡吉備中央町豊野 1 - 2 吉備中央町企画課 kikaku@town.kibichuo.lg.jp
質問書 (任意方式)	
提案書 (様式第 4 号) ・ 下記 7 における項目を記載すること	

6 プレゼンテーション

(1) 日時

令和 7 年 11 月 27 日 (木)

※時間及び順番等は、後日、電子メールにより通知する。

(2) 場所

吉備中央町賀陽庁舎 2 階中会議室

(3) 提案時間

1 提案者あたり 30 分以内 (提案 20 分以内、質疑応答 10 分以内)

(4) 使用備品

プレゼンテーションに必要な機材、備品については、必要に応じて提案者で準備すること。ただし、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル、電源については、町が準備する。

(5) 留意事項

- ・プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。
- ・事前に提出した提案書に沿って説明すること。

7 審査項目及び評価基準

審査項目	評価基準	配点
団体の概要	団体の業務概要、組織体制等が業務の遂行にあたり適切なものとなっているか。	5点
団体の実績	類似業務の受託実績を十分に有しているか。	5点
業務内容	本業務の目的等を十分に理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえているか。	10点
	計画策定の視点や方向性について、当町の特性・課題を踏まえた提案がされているか。	10点
	町民及び町職員の意見聴取の手法について、効果的かつ適切な方策が提案されているか。また、集約した意見を的確に計画に反映する手法となっているか。	10点
	総合計画に総合戦略を包含する構成について、考え方が明確かつ適切なものか。	15点
	町民及び町職員の共感を呼び、持続可能性、実現可能性のある総合計画が期待できるか。	15点
	提案者が有するノウハウ等を生かした独創的かつ効果的な提案が盛り込まれているか。	10点
業務実施体制	業務の実施体制や人員が確立・確保されているか。	5点
業務実施スケジュール	スケジュール案が具体的かつ的確となっているか。	5点
経費	見積額は、内容に対して適当な金額となっているか。 $\text{価格評価点} = \text{配点} \times \text{最低見積価格} / \text{提案者見積価格}$ (小数点以下第1位四捨五入)	10点

8 受託候補者の特定

(1) 受託候補者の特定方法

総評価点数が高い者から順位付けを行い、最も順位の高い者を受託候補者として特定する。ただし、総評価点数が満点の60%未満の者は、受託候補者として特定しない。

なお、提案者が1者の場合も同様の手続きとする。総評価点数が同点の場合、見積額が安価な者を高い順位とする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は全ての参加者に結果通知書により通知し、受託候補者名等を町公式ホームページに公表する。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者と契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉が不調のときは、次点の者と契約締結の交渉を行う。
- (3) 契約内容及び契約金額は、提案書の内容をもとに、協議の上決定する。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルに提出された書類（提案書等）は、無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (3) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、吉備中央町情報公開条例（平成 27 年吉備中央町条例第 28 号）に基づき対応する。また、本プロポーザルの参加者は、実施要綱第 17 条の規定のとおり、当該公開基準を了解のうえ参加すること。